



11月 香川県いじめゼロ強調月間

11月は毎年、香川県いじめゼロ強調月間です。

みなさんは、「いじめ」が法律で禁止されていることを知っていますか？ いじめが大きな社会問題になったため、平成25年に「いじめ防止対策推進法」という法律がで

きました。この法律で「いじめ」とは、「同じ学校などの人が行う心や体に影響を与える行い（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、そのような行いを受けている人が心や体の苦痛を感じているもの」と定義されています。つまり、いじめをされている人が苦痛を感じていれば「いじめ」となります。また、香川県では、いじめの内容がひどい場合には、学校が警察に通報することになっています。

数年前に、ある県の中学校生A君が自殺しました。A君には、学校でも遊びでもいつも一緒にいる数人の仲間がいました。その仲間たちは、最初は仲がよかったのですが、しだいに上下関係ができてしまい、A君は無視されたり、嫌なあだ名を付けられたり、嫌な役割（プロレスごっこで殴られたり蹴られたりする役）を押しつけられたりしたそうです。そして、A君は何の理由も無く、その仲間たちと顔を合わせただけで、たたかれたり蹴られたりするようになっていき、それに耐えられずに自ら命を絶ちました。

当然、学校・教育委員会や警察が調査を始めたのですが、いつも一緒にいた仲間たちは、ふざけたり、じゃれあったりしていただけで、いじめなんかしていないと主張したのです。もちろん、この主張は認められませんが、同じ学校の生徒、先生、保護者も、いつも一緒にいる仲のよい仲間と思っていたようです。学校でも、友達の家で遊んでいるときでも、プロレスごっこや取っ組み合いする様子が何度も目撃されていましたが、外部の人からA君はいつも笑っているように見えて、ふざけたり、じゃれあったりしているようにしか見えなかったようです。

たいていの場合、「いじめ」をしている人は、「いじめ」が悪いことであることを知っています。なぜならば、親や先生などの大人に見つからないようにしているからです。しかし、このように、ふざけたり、じゃれあったりしているように見せかけている場合もあるのです。いじめた側の人、本当にA君の苦しみに気付かなかったということはないと思います。間違いなく言えることは、からかわれて楽しい人はいないということです。たとえふざけ半分でも、たたかれたり、蹴られたり、あだ名を付けられたり、嫌な役割を押しつけられたりして楽しい人はいないということです。そして一番大切なことは、人の命は決して取り返すことができないということ。人の心や体の傷は一生治らないこともあるのです。もし、いじめられた人が学校に行けなくなったり自殺したりするようなことがあったら、いじめた人も、残りの人生をずっと罪と罰を背負って生きなければならなくなってしまいます。

「いじめ」は誰にでも起こる可能性があります。「いじめ」にあったら、① 家の人、② 担任の先生や顧問の先生、③ 相談機関など、大人に相談することが解決への第1歩です。周囲にいる大人に話しにくいなら、電話をかけるだけでよいのです。名前を言いたくなくても、言わなくてもよいのです。とにかく絶対に自分一人で抱え込んではいけません。③の相談機関には次のようなものがあります。

三観地区新人大会の記録

サッカー （10月30日）	優勝
決勝リーグ 2勝0敗	詫間 5 - 0 中部
	詫間 4 - 2 仁尾

- 子ども電話相談（毎日9時～21時）
087-813-3119
- 24時間いじめ電話相談（毎日24時間）
087-813-1620
- 24時間子供SOSダイヤル（毎日24時間）
0120-0-78310
- メールによる相談 kesoudan@kagawa-edu.jp
- 子どものネットトラブル相談
087-813-3850（月曜～金曜〔祝日・年末年始を除く〕9時～17時）